ＢＳ栃木第117号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年１月12日

団委員長　様

公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟

理 事 長　 白 澤　嘉 宏 (公印省略)

コミッショナー　中 村　利 久 (公印省略)

「新型コロナウイルス感染症」に係る緊急事態宣言への対応について

標記のことについて、別添のように、日本連盟から「新型コロナウイルス感染の対応について（第11報）」が通達され、下記のような緊急事態宣言への対応が指示されました。

* 政府による**緊急事態宣言対象地域**については、宣言内容および各都道府県知事からの要請のある緊急事態処置に則った対応を行う。
* 緊急事態宣言対象外の道府県では、各自治体からの活動自粛要請などない場合は、『スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン』を参考として、各連盟の方針に基づいた対応を行う。ただし、**ステージ４にある地域については、各自治体からの要請に応じるとともに、感染拡大傾向が続いている状況がある場合には、集会、会議の中止または延期の対応を行う。**

栃木県内の現状は、県全域の新規感染者数が国の示す最も深刻な「ステージ４」（爆発的な感染拡大）に相当しており、県知事から政府に対し緊急事態宣言の要請（１月８日現在）もなされています。

このような事態を考慮した結果、県連盟として、「ステージ４」の状態、もしくは、緊急事態宣言発令時におけるすべての活動を下記のようにすることを要請します。

|  |
| --- |
| * **全ての集会、会議の中止または延期（オンラインでの集会等は除く）**
* **上記集会には、文部省委託事業（ボーイスカウトとあそぼう！ワクワク自然体験あそび）も含む。**
* **活動自粛は、当該地域の緊急事態宣言の期間までとする。**
* **関係者全員（スカウト、指導者、ご家族など）が、「新しい生活様式」の徹底に努める。**
 |

ここで示した自粛要請は、現時点のものであり、国内の感染状況の変化や日本連盟・県・地域の状況等の動向を踏まえて随時更新してまいります。

なお、緊急事態宣言等が解除された場合にも、引き続き、令和２年７月17日付、ＢＳ栃木第44号でお願いしました県連盟の対応方針に基づいて、団内への御指導をお願いします。

|  |
| --- |
| 栃木県連盟事務局☎028-621-9800　FAX　028-678-3307メール：secretariat@tochigi.scout.jpbstochig@m14.alpha-net.ne.jp  |